

教小中第 1 1 1 6 号  
令和 2 年 4 月 7 日

写

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

市町村立学校園における臨時休業等の措置について（通知）

標記について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」発令を受け、4月7日に開催された大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、市町村立学校園の臨時休業等について、下記のとおり要請いたします。

つきましては、別添「府教育長メッセージ」と併せて、貴所管学校園に周知いただきますとともに、御対応のほどよろしくお願いたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

その他、本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

なお、「市町村立学校園における臨時休業等の措置について」（令和2年4月3日付け教小中第1072号）は本通知をもって廃止します。

記

1. 4月8日（水）から5月6日（水）までの間、幼稚園、幼稚園型認定こども園（1号子どもに限る）、小学校、中学校等の全校を臨時休業とする
2. 4月8日（水）以降の入学式等は延期する
3. 登校日は、当面の間実施しない  
ただし、大阪の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断し、あらためて通知いたします。

なお、5月7日以降の学校再開の可否については、改めて通知します。